

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人川端和治、同葉山水樹の上告趣意第一は、判例違反をいうが、所論引用の各判例はいずれも本件とは事案を異にして適切でなく、同第二は、憲法三七条一項、八二条違反をいうが、所論の指摘する原判決及び一審判決の判断は、その判示することろに照らしても、原判決の結論に影響を及ぼすものでないことが明らかであり、同第三は、事実誤認の主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬい。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のおり決定する。

昭和五一年五月二一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	環	昌	一
裁判官	天	野	武
裁判官	江	里	口
裁判官	高	辻	正
裁判官	服	部	高